

事務連絡  
平成 30 年 4 月 1 日

道路占用工事企業者連絡協議会  
会員企業 様

東京都下水道局  
建設部工務課長

## 工事監督補助業務委託について

平素より、下水道事業に対し、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、東京都下水道局では、工事監督業務の効率化を図るため、「工事監督補助業務委託」を試行しています。今年度も、工事監督補助者が施工協議及び現場立会等を対応いたしますので、引き続きご理解を賜りご協力を頂きますよう宜しくお願いします。

1. 工事監督補助業務委託先 東京都下水道サービス株式会社  
千代田区大手町 2-6-2 (代表)03-3241-0711
2. 期 間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
3. 実施する下水道事務所  

中部下水道事務所	建設課	所管工事の一部	連絡先	TEL3270-8329
北部下水道事務所		//	//	TEL5820-4381
東部第一下水道事務所		//	//	TEL3645-9268
西部第一下水道事務所		//	//	TEL5343-6304
西部第二下水道事務所	施設課	//	//	TEL3969-2481
南部下水道事務所	建設課	//	//	TEL5734-5047
4. 工事監督補助者の主な業務内容  
受注者指導、調整、安全管理、管理者との協議、立会、地域住民との協議・調整等
5. 業務委託証明書  
工事監督補助者は東京都下水道局が発行する業務委託証明書を携帯しています。  
別紙-1 のとおり
6. 工事監督補助業務配置図  
別紙-2 のとおり

(問い合わせ) 建設部工務課指導担当 TEL5320-6668

表面

裏面

No.○

業 務 委 託 証 明 書

顔写真

氏名 ○○○○

上記のものは当局の委託により平成  
30年度工事監督補助業務委託に従事  
するものであることを証明する。

発行年月日 平成30年4月1日

有効期限 平成31年3月31日

東京都公営企業管理者下水道局長

注意

①委託先 東京都下水道サービス株式会社

②委託内容 工事監督補助業務委託

③本証明書は他人に貸与したり、譲渡しないこと。

④本証明書は身分証明書とともに携帯すること。

⑤本証明書の記載事項に変更が生じた場合は、本証明書を  
返還して新たに証明書の交付を受けること。

⑥期間が満了したときは速やかに当局へ返還すること。

⑦本証明書を紛失した場合は、直ちに当局へ届出ること。

東京都下水道局建設部管理課長

電話 (5320) 6661

■工事監督補助業務配置図

H30年度	
配置図	<p>○東京都下水道局 西部第二下水道事務所 Tel.3969—2481</p> <p>○東京都下水道サービス圏 西部第二施工管理事務所 Tel.5915—2031</p> <p>○東京都下水道局 北部下水道事務所 Tel.5820—4381</p> <p>○東京都下水道サービス圏 北部施工管理事務所 Tel.3864—4880</p> <p>○東京都下水道局 西部第一下水道事務所 Tel.5343—6304</p> <p>○東京都下水道サービス圏 西部第一施工管理事務所 Tel.3389—3072</p> <p>○東京都下水道局 中部下水道事務所 Tel.3270—8329</p> <p>○東京都下水道サービス圏 中部施工管理事務所 Tel.3241—0705</p> <p>○東京都下水道局 東部第一下水道事務所 Tel.3645—9268</p> <p>○東京都下水道サービス圏 東部第一施工管理事務所 Tel.5633—8670</p> <p>○東京都下水道局 南部下水道事務所 Tel.5734—5047</p> <p>○東京都下水道サービス圏 南部施工管理事務所 Tel.6421—9310</p> <p>凡例 :工事監督補助業務を対象としない地域</p>
施工管理事務所	6拠点
対象工事件数	156件程度
対象下水道事務所	<p>6下水道事務所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部下水道事務所</li> <li>・東部第一下水道事務所</li> <li>・西部第二下水道事務所</li> <li>・北部下水道事務所</li> <li>・西部第一下水道事務所</li> <li>・南部下水道事務所</li> </ul>